官報告

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十四年八月九日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年八月二十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　成果の名称

平成二十二年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十二年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項に掲げる実施地域　埼玉県川口市、千葉県千葉市、白井市、東京都世田谷区、渋谷区、三鷹市、神奈川県横浜市、横須賀市、鎌倉市、厚木市、伊勢原市、海老名市、石川県白山市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、浜松市、三重県津市、鈴鹿市、名張市、滋賀県大津市、京都府京都市、長岡京市、大阪府堺市、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、豊能郡豊能町、泉南郡岬町、兵庫県明石市、宝塚市、和歌山県和歌山市、島根県松江市、福岡県北九州市、福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市の一部

公告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第１項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

山形地方検察庁検察官

平成24年検第100319号窃盗被告事件（平成24年領第156号）　1．普通乗用自動車１台。2．自動車検査証１枚（上記自動車のもの）「以上受還付人磯谷正伸」

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

さいたま地方検察庁検察官

平成19年検第2149号住居侵入、窃盗被告事件（平成19年領第2470号）　1．封筒９袋。2．図書券54枚。3．ビール券33枚。4．レシート紙１枚。5．パンフレット２枚。6．商品券228枚。7．商品券綴４綴。8．旅行券12枚。9．おこめギフト券20枚。10．ドライバー１本

前橋地方検察庁太田支部検察官

平成24年検第100300号自動車運転過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成24年領第122号）　1．普通乗用自動車１台

大阪地方検察庁検察官

平成22年検第12419～12423号覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反被告事件（平成22年領第4805号）　1．現金125,000円。2．鍵１個。3．封筒２袋。4．手提げポリ袋１袋。5．注射器１箱。6．メモ紙５枚。7．チャック付ポリ袋３袋。8．プラスチック製容器１個

神戸地方検察庁尼崎支部検察官

鹿児島地方検察庁平成23年検第101162～101164号住居侵入、窃盗被告事件（神戸地方検察庁尼崎支部平成24年領第50号）　1．ライト２本。2．しの１本。3．バール１本。4．現金88,900円

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　アイティーエム証券株式会社
2．本店所在地　東京都中央区日本橋二丁目２番６号
3．登録番号　関東財務局長（金商）第７号
4．登録年月日　平成19年９月30日
5．行政処分の年月日　平成24年８月10日
6．行政処分の内容　関東財務局長（金商）第７号の登録を取り消す。

平成24年８月22日

関東財務局長　居戸　利明

解散命令公告

下記の組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年８月22日

近畿地方整備局長　谷本　光司

記

1　名称　大京土木工事業協同組合
2　主たる事務所の所在地
大阪府茨木市下穂積４－３－40
3　命令の要旨　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる
（教示）
この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。
また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内に国（訴訟において国を代表するのは法務大臣となります。）を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

解散命令公告

下記の組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年８月22日

近畿地方整備局長　谷本　光司

記

1　名称　近畿建設協同組合
2　主たる事務所の所在地
大阪府大阪市港区磯路２－１－20
3　命令の要旨　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる
（教示）
この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。
また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内に国（訴訟において国を代表するのは法務大臣となります。）を被告として行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第５９１号
旭川市神楽５条13丁目６番７号
申立人　齋藤　敏文
本籍北海道旭川市東光10条１丁目215番地、最後の住所旭川市春光台４条11丁目5249番地の１　緑風苑、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成24年６月17日、出生の場所北海道上川郡鷹栖村、出生年月日昭和６年８月１日、職業無職
被相続人　亡　阿部　宣明
旭川市忠和４条５丁目２番４号
相続財産管理人　司法書士　古川　秀司
旭川家庭裁判所

平成２４年（家）第１７４号
神奈川県川崎市川崎区渡田２丁目20番19号
申立人　田口　一男
本籍東京都墨田区立川１丁目１番地の１、最後の住所群馬県みどり市笠懸町西鹿田256番地１、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日平成19年６月８日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和28年12月18日、職業無職
被相続人　亡　志賀　　亨
事務所神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地１　パシフィックマークス川崎ビル６階　川崎パシフィック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　種村　　求
前橋家庭裁判所桐生支部

平成２４年（家）第１９９号
東京都世田谷区玉川２丁目11番２－305号
申立人　杉田　笑子
本籍埼玉県草加市吉町５丁目1301番地８、最後の住所群馬県高崎市和田多中町476番地６プリティハイツ206号、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成21年５月８日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和19年11月２日、職業無職
被相続人　亡　櫻井　榮一
群馬県高崎市本町172番地
相続財産管理人　弁護士　坂本　正樹
前橋家庭裁判所高崎支部